

「中央環境審議会 循環型社会部会 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会 産業技術環境分科会
廃棄物・リサイクル小委員会 有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ 合同会議報告書（案）」に対する
意見の募集（パブリックコメント）の結果について

1. 意見募集の実施方法

（1）意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口、報道発表、経済産業省・環境省ホームページ

（2）意見募集期間

平成 28 年 12 月 28 日～平成 29 年 1 月 23 日

（3）意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

（4）意見提出先

経済産業省産業技術環境局環境指導室

環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課廃棄物・リサイクル制度企画室

2. 意見募集の結果

（1）意見提出者・団体数

17 個人・団体

（2）整理された意見総数

47 件

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
1. はじめに		
1	2004 年に、産業構造審議会環境部会廃棄物リサイクル小委員会に設置された国際資源循環ワーキンググループにおいて、アジア各国で処理が困難な廃棄物を日本で引き受け、二次原料として有効利用することが議論さ	今般の合同会議においては、バーゼル法制定から 20 年以上を経て、制定時に想定されなかった様々な問題や国際的・国内的な議論の状況を踏まえて、バーゼル条約等を的確に実施しつつ、顕在化している課題に対応するため、

	れ、報告書「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現に向けて」にまとめられたところ、我が国がアジア域内で特定有害廃棄物の資源循環をリードしていく上での建設的な議論も、今般の合同会議で行えれば良かった。バーゼル法は、バーゼル条約を担保するための法律だが、規制と同時に資源循環についても今後議論すべき。	バーゼル法における規制の在り方を検討することを目的に議論がなされました。御指摘の資源循環については、バーゼル条約の義務を適切に担保するというバーゼル法の役割とは異なるものではありませんが、御指摘の報告書の内容も含め、今後の参考とすることが適当と考えます。
2	「日本再興戦略 2016」にある二次資源の確保とリサイクルの推進が、なぜバーゼル法の規制の在り方（有害廃棄物等の越境移動）のみの議論となるのか。2004 年の報告書「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現に向けて」にある、「関係各国間の信頼関係を醸成するとともに、資源有効利用と環境汚染防止を両立させる適切なスキームの構築」と「適正なアジア域内資源循環システムの構築」についても議論すべき。これにより、我が国の誇る環境技術を活かした、我が国における静脈産業の発展とアジア域内における循環資源の適正な処理につながると考える。	今般の合同会議では、環境汚染等が生じるリスクが高い有害廃棄物等が、輸出先で不適正に処理される事案や、バーゼル法の手続を得ずに輸出され、輸出先から我が国に送り返される事案、あるいは環境汚染等が生じるリスクが低いにもかかわらず、諸外国と比べて煩雑な手続となっている事案など、バーゼル法の制定時に想定されていなかった様々な課題に対応するため、バーゼル法における「有害廃棄物等の越境移動」の規制の在り方について議論してきました。御指摘の資源循環については、バーゼル条約の義務を適切に担保するというバーゼル法の役割とは異なるものではありませんが、御指摘の報告書の内容も含め、今後の参考とすることが適当と考えます。
2. 特定有害廃棄物等の輸出入等の管理に関する制度の概要と施行状況		
3	(2) 2) 冒頭の文章がわかりづらいので、以下のとおり修正することを提案する。 「バーゼル条約の国内担保法には、バーゼル法と廃棄物処理法があり、バーゼル法における規制対象物質である特定有害廃棄物等は、<u>バーゼル条約に規定されている、物の有害性（附属書Ⅲ有害な特性の表）</u>に基づき規制されている。	御指摘を踏まえて修正いたします。
3. 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する課題と見直しの方向性		
(1) 基本的考え方		
4	そもそもバーゼル法は、バーゼル条約の目的にそって我が国が国内法として定めたものであり、輸出に伴い環境保全上の支障がないようにする担保法である。今回、環境汚染等が生じるリスクを評価することは、輸出承認において評価・確認が不十分だったと言える。規制の強化よりも、	バーゼル法制定から 20 年以上を経て、制定時に想定されなかった様々な課題が顕在化しているところ、これらに対応するために、合同会議報告書(案)に示した見直しの方向性を踏まえ、輸出に関する環境上適正な管理の審査基準の整備等を進めることが適当と考えます。

	評価方法の見直しを優先すべき。	
5	OECD加盟国向けの輸出を非加盟国と同様の手続きにするのではなく、我が国がOECD加盟国として理事会決定を履行できる体制の強化、問題に関わる原因の調査と当事国の対応、措置の判断に時間をかけるべき。 また、我が国が東アジア地域全体での循環型社会の形成に向けてリーダーシップを取る姿勢で、建設的な施策を検討すべき。	OECD加盟国向けの輸出であっても、輸出先の処理施設の環境汚染防止措置の状況等に不適正処理が疑われるような場合には環境上適正な管理が確保されているかどうかを審査できるようにするための措置を検討する際には、OECD加盟国と非加盟国との違いを考慮に入れつつ、我が国がOECD加盟国として理事会決定を適切に履行できるようにすることが適当と考えます。 また、合同会議報告書（案）の「4. 今後の課題」にあるとおり、新たな制度に関する情報発信も含め、アジア地域をはじめとする諸外国との情報交換を積極的に進めることが適当と考えます。
(2) 輸出に係る具体的な課題と見直しの方向性		
6	輸出先での環境上適正な管理方法などに関する環境大臣の審査基準を明確化することに全面的に賛成である。その審査基準は、国内鉛二次製錬会社と同等程度の環境基準となるようにレベルを合わせて頂きたい。	頂いた御意見については、環境大臣の審査基準を検討していく中で、参考とすることが適当と考えます。
7	「少なくとも使用済鉛蓄電池については、OECD加盟国を仕向地とする輸出であっても、輸出先国における適正処理に関する確認を着実に実施するための具体的な措置を他の見直しに先駆けて講ずるべき」とあるが、他の見直しとの相对比较ではない、実際的かつ可及的速やかな措置の見直しを求める。	御指摘のとおり、使用済鉛蓄電池については、OECD加盟国を仕向地とする輸出であっても、輸出先国における適正処理に関する確認を着実に実施するための具体的な措置を速やかに講じることが適当と考えます。
8	バーゼル条約における国内処理原則の下、使用済鉛蓄電池の適正処理体制が規模的技術的に国内において整う中、輸出はあくまで例外的措置という視座に今一度立った、審査基準そのものの厳格化及びその実際の運用を求める。	バーゼル条約第4条9に、「廃棄物の国境を越える移動が次のいずれかの場合に許可されること」として、(a) 輸出国が当該廃棄物を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を有しない場合、(b) 当該廃棄物が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合、(c) (略) と規定されているところ、この規定を遵守する形で、今後の運用を検討することが適当と考えます。
9	今般の使用済鉛蓄電池の問題は、鉛蓄電池そのものにあるのではなく、	使用済鉛蓄電池に関しましては、バーゼル条約においてその取扱いに関す

	韓国国内におけるリサイクル事業者の違法行為であり、これに輸出規制で対応するのは論点がずれている。「国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会中間報告」（中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会、2005年）で示された「東アジア循環型社会ビジョン」の更なる実現に向けた取り組みや、「アジアンスタンダード」の充実を図る方が、日本再興戦略に即した資源確保となるとともに、地域全体における特定有害廃棄物等の適正な循環と処理につながるのではないかと。韓国の不適正事案に対する当局の是正処置の追跡確認や輸出先リサイクル事業者の適正処理の確認を優先すべき。その上で、対応に疑問が残るようなら、技術的支援等も視野に入れて、環境上適正な管理の確保を目指すべき。	る技術ガイドラインが単独で定められていること、平成 28 年 5 月にナイロビで開催された国連環境総会（UNEA）の決議においても世界的な取組の強化がうたわれていることから、我が国としてもこれらの国際的な状況に対応することが求められています。このような状況の中、OECD 加盟国である韓国において実際に不適正処理事案が発覚したことから、使用済鉛蓄電池については、これまで環境大臣の確認が不要とされていた OECD 加盟国を仕向地とする輸出であっても、輸出先国における適正処理に関する確認を着実にするための具体的な措置を講じることが適当と考えます。なお、輸出先国における適正処理に関する確認に当たっては、御指摘の確認事項等にも留意しつつ対応することが適当と考えます。
10	使用済鉛蓄電池については、昨年 6 月に輸出先の韓国での不適正処理が発覚した後でも現行制度では適正な処理が確認されないまま引き続き輸出が行われている。このため、少なくとも使用済鉛蓄電池については OECD 加盟国向けであっても環境保全上の確認を簡易な確認ではなく、全て OECD 非加盟国向けの対応に統一すべき。また、輸出先で不適正処理が発覚した場合は、適正処理が具体的に確認されるまで輸出を止められる法制度を整備すべき。さらに、輸出時には国内における適正な保管・運搬を担保すべく必要な規制を行うべき。使用済鉛蓄電池がぞんざいに扱われることによって、国内及び輸出先で生活環境に係る被害を生じるおそれがある。輸出時には適正処理を行える施設で硫酸を抜くことで、電池としての機能破壊と環境被害のリスク低減をはかるべき。本対応を確実に実施することで、我が国が環境問題を輸出することを是としない姿勢を明確に示すべき。国内では、韓国における不適正処理と同等の事案が起こった場合には、即時操業停止になるものと認識して、国内法令を遵守し適切な処理を行っている。	昨年 6 月の韓国における不適正処理の発覚以降、韓国政府から環境上適正な管理がなされているとの回答を得た上で、輸出が行われていると聞いています。一方で、使用済鉛蓄電池に関しては、バーゼル条約においてその取扱いに関する技術ガイドラインが単独で定められていること、平成 28 年 5 月にナイロビで開催された国連環境総会（UNEA）の決議においても世界的な取組の強化がうたわれていることから、我が国としてもこれらの国際的な状況に対応することが求められています。そのため、使用済鉛蓄電池については、これまで環境大臣の確認が不要とされていた OECD 加盟国を仕向地とする輸出であっても、輸出先国における適正処理に関する確認を着実にするための具体的な措置を講じることが適当と考えます。なお、今回の使用済鉛蓄電池に対する措置を通じて、OECD 加盟国も含め、輸出先国における適正処理が着実に確認されることになると考えますが、御指摘の点については、その実態等を踏まえ、今後の参考とさせていただくことが適当と考えます。
11	昨年韓国で鉛二次精錬業者が基準値を超えるヒ素を含む廃棄物を不法投棄していた問題で、6 月下旬から使用済鉛蓄電池の輸出が止まっていたが、6 ヶ月後の 12 月に再開されている。17 万トンもの廃棄物が半年で適正に処理がされ、なおかつ今後発生するであろう廃棄物が適正に処理され	昨年 6 月の韓国における不適正処理の発覚以降、韓国政府から環境上適正な管理がなされているとの回答を得た上で、輸出が行われていると聞いています。一方で、使用済鉛蓄電池に関しては、バーゼル条約においてその取扱いに関する技術ガイドラインが単独で定められていること、平成 28 年 5 月

	ていると思っているのか？なぜ確認できるまで再開しないといえないのか？報告書(案)では具体的な措置を講ずるべきであると謳っているが、輸出を再開するのはその後なのではないのか。 今日本が行っていることは地球規模の環境汚染への積極的な参加となっているのではないか？GATT11条の輸出入制限に抵触するという意見もあるが、経済が環境を優先することはあってはならない。これは先進国の中で日本が率先して担うべき課題であり、環境面でアジアの見本として厳しい処置を下せるという姿勢を打ち出すべき。	にナイロビで開催された国連環境総会（UNEA）の決議においても世界的な取組の強化がうたわれていることから、我が国としてもこれらの国際的な状況に対応することが求められています。そのため、使用済鉛蓄電池については、これまで環境大臣の確認が不要とされていた OECD 加盟国を仕向地とする輸出であっても、輸出先国における適正処理に関する確認を着実にするための具体的な措置を速やかに講じることが適当と考えます。 今後もバーゼル条約の趣旨を踏まえ、その円滑かつ確実な実施について我が国がアジアの見本となるよう、特定有害廃棄物等の不適正な輸出入については毅然とした態度で取り組むことが適当と考えます。
12	選別加工処理が別途必要とされる廃家電品、廃小型電子部品、また可燃性のプラスチック廃材等が通常の製鋼用鉄スクラップに混入している、いわゆる雑品スクラップと呼ばれる廃棄物については、港湾、船舶での大型火災のリスク、輸出先国でバーゼル法に違反する廃棄物と認定されシップバックされるリスク等、が指摘されている。これら雑品スクラップの適正処理につながる規制を行うことに、業界団体として賛成であり、協力する所存。実際には、輸出、輸入の水際だけで違法雑品スクラップを除去することは不可能と判断され、内陸で、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等に違反する形で母材を集荷する外国系雑品業者の取締りがぜひとも必要。そのためには、中央環境審議会で提案される廃掃法の改定と連携して実効性のある規制案を策定してほしい。	合同会議報告書（案）で述べているとおり、雑品スクラップの不適正輸出を防止するため、「取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現」及び「規制対象物についての法的根拠の明確化」といった対応に加えて、廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策を進めることが適当と考えます。
13	報告書（案）で不適正輸出が指摘されている雑品スクラップについて、不適正輸出の具体的な内容が欠けている。雑品スクラップの輸出入に対して、国別の輸出入の割合、数量等を客観的、具体的に示して、これに対する我が国の制度的な履行状況を議論すべきであった。小型家電リサイクル法（促進法）の目的としている使用済電気電子機器等の国内でのリサイクル量が確保できないための対応策とも受け取れる。	雑品スクラップは、その該非判断が難しいことから、これらの雑品スクラップがバーゼル法に基づく手続を経ずに不適正に輸出されていることが指摘されています。このため、雑品スクラップの具体的な輸出入の割合や数量等を把握することは、現状では困難と考えます。このような課題に対応するため、特定有害廃棄物等の範囲の明確化を分かりやすい該非判断基準の整備を行うとともに、これを明確な法的根拠に基づいて定めることが適当と考えます。なお、これらの対応は、雑品スクラップが発展途上国に輸出され、不適正に取り扱われることにより、環境汚染や健康被害が発生するおそれが世界的な

		課題として共有されていることを踏まえて、取り組まれることが適当と考えます。
14	雑品スクラップの不適正輸出は、「家電リサイクル法」「小型家電リサイクル法」「フロンガス排出抑制法」等を形骸化するもの。すきま問題の解決には、地方自治体の実態把握できるよう、リサイクル雑品業者の届出・登録・許可制度を設けたリサイクル・フローシートで遵法を担保できる。 火災事故や船舶火災の予防措置に必要なのは、税関の目が行き届かない本船通関や指定他所蔵置通関を認めないこと。保税通関であれば、乙仲港湾積み込み業者のチェック機能が働き、また保管責任が発生するので、税関の目も効きやすくなる。 雑品コード独自番号の設定で、一般溶解用スクラップやメタルリッチなミックスメタルとは歴然と判別できるようにして、火災災害原因を明確にし、区別する必要がある。 既存事業者の「保護」や新規事業者の「排除」もない、リサイクル事業者が「同じ土俵」、同じ「ルール」で、公平・公正な競争ができるような法整備を切望する。	合同会議報告書（案）で述べているとおり、雑品スクラップの不適正輸出を防止するために、バーゼル法見直しの対応として提言されている「取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現」や「規制対象物についての法的根拠の明確化」に加えて、廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策を進めることが適当と考えます。 国内における雑品スクラップの不適正な保管等への対応も非常に重要であるところ、頂いた御意見も参考にしつつ、今後、雑品スクラップの不適正な取扱いへの対応を、他法令の所管省庁とも連携しつつ、進めることが適当と考えます。
15	検討項目の一つとして、税関の品目輸出コードに「雑品スクラップ」向けの独自のコードを設定し、一般の鉄スクラップとは分けて管理を行うことを検討すべき。	頂いた御意見については、他法令の所管省庁とも連携しつつ、今後の検討において参考とすることが適当と考えます。
16	「②雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応」については、規制強化の意味合いで賛成。重要なことは「法を施行した後の取締体制」も同時に強化すること。違法業者・脱法業者は、住所を不定化したり、連絡先を変更したりして事業を継続しているところ、「規制強化」をしても「取締強化」を伴わなければ効果はなく、むしろ遵法業者の「コストアップ」となり、「悪貨が良貨を駆逐する」ことを懸念する。 また、「湾岸火災」について、報道を含め「鉄スクラップ火災」と一括りにされることが多いが、取扱商品や管理体制等から発生要因を検査すれば本質的な問題が把握できる。安全管理の面から、処罰の厳格化をお願いする。	合同会議報告書（案）の「4. 今後の課題 （1）総論」で述べているとおり、制度の運用に当たっての体制の充実を、今後、検討することが適当と考えます。 また、雑品スクラップの不適正輸出については、合同会議報告書（案）にバーゼル法見直しの方向性として述べているとおり、廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策を進めることが適当と考えます。

17	雑品スクラップについて、合同会議報告書（案）で課題として述べられている点に全く同意する。 更に、以下の課題を提起したい。 雑品スクラップなどの輸出を行う際に、純良な銅屑（95%銅品位以上のもの）や電線（銅品位 40%程度以上）、真鍮屑等を混入させ、雑品として輸出する事例が見受けられる。仕向け地での税源侵食につながり、結果的に税金を考慮しない価格で市場形成がなされるケースが後を絶たない。日本国内における非鉄金属スクラップ取引において公平な競争を阻害することにつながっている。このことは、OECD 租税委員会が取り組む BEPS（税源侵食と利益移転）プロジェクトの趣旨にも反するものである。雑品スクラップは、不適正な環境管理、火災発生などの安全並びに環境保全、不公正競争の温床となっており、リサイクル業界の適正化の観点から大きな問題であることは間違いなく、早急な規制が求められる。	頂いた御意見を踏まえ、雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応について、合同会議報告書（案）で述べているとおり検討することが適当と考えます。
18	廃棄物処理法等の他法令と連携した取組による雑品スクラップ問題への対応について総合的な対策を進めるべきとの方針に、強く賛同する。無料回収場所や軽トラックなどにより回収を行う不法回収業者に対する、廃棄物処理法やその他の法令と連携した総合的な対策に期待する。また、排出者や家電小売店、収集運搬を行う産業廃棄物、一般廃棄物業者に対して、各地の自治体とも連携して、法令の遵守を呼びかける広報などの周知を行ってほしい。	御指摘のとおり、雑品スクラップ問題への対処については、廃棄物処理法等の他法令と連携した取組を行うことに加え、自治体等の関係機関との連携も重要と考えております。なお、御意見については、今後の検討において参考とすることが適当と考えます。
19	適正処理が確保されたリサイクルルートへ消費者の持込みを促進すべく、公共広告機構のテレビコマーシャルを使い、無料回収業者に家電や小型家電を排出することは違法行為を助長する場合があることを積極的に周知すべきではないか。	頂いた御意見については、廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策の検討の中で、参考とすることが適当と考えます。
20	報告書に記載の通り、適正な管理下におく必要があるため、都道府県等は金属スクラップや雑品スクラップを取り扱うヤードに対して、鳥取県条例のような届出制を要する制度(ヤードの届出、回収人の届出と身分証明携行等も含め)の導入が必要であると考えられる。国として届出に関する法整備を行い、都道府県等に適正な管理を行わせるべき。	頂いた御意見については、廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策の検討の中で、参考とすることが適当と考えます。

21	廃棄物処理法等との連携により、例えば雑品スクラップを総合判断説から廃棄物として取り扱う事は、必要かつ重要な事と考える。但し、雑品スクラップの輸出量は財務省貿易統計「その他鉄鋼スクラップ」（輸出コード7204.49-900）から2015年度で28万トン弱（月間20万トン強）とみられており、このうち相当な部分が廃棄物扱いとなることを考慮し、既存事業者における体制構築期間を考慮する必要があると考える。施行まで1年程度の猶予期間を設けることで、排水、飛散防止、防火対策への十分な対策を整えることが出来ると思われる。	頂いた御意見については、廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策の検討の中で、参考とすることが適当と考えます。
22	不適正に輸出されている現実を防ぐことはできないと考えられ、まずはそのようなヤードに持ち込ませないことが重要。家電リサイクル法、小型家電リサイクル法のより一層の回収率向上に向けた抜本的な法改正が必要であるとする。例えば家電リサイクル法における指定引取場所は経済的な理由により撤退せざるをえない引取場所が増えているので指定引取場所を増やす方策等が必要。	頂いた御意見については、廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策の検討の中で、参考とすることが適当と考えます。
23	違法に回収された家電4品目を含む雑品スクラップは海外に輸出されることがほとんどであり、水際での規制強化が必要。また、借地により簡単にスクラップヤードの開設ができることも問題であり、スクラップヤードの開設許可もしくは届出等で、行政の監督・指導が行える体制も必要。全ての業者が等しく同じ規制を受けるべきである。	頂いた御意見については、廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策の検討の中で、参考とすることが適当と考えます。
24	廃棄物を集荷しているにも関わらず、集荷ヤードは「土」場であったり、その上に鉄板を敷き詰めただけであったり雨水分離槽もないヤードでは土壌汚染等問題ではないか。集荷している貨物を選別しただけの状態出荷(未加工)中間処理もされないまま湾岸ヤードに持ち込まれている。火災の原因にも繋がると思われる。土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等、いろいろクリアしていない様に思われる。これらを適正にクリアし処理されればバーゼル法にも見合う結果になる様に思う。	頂いた御意見については、廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策の検討の中で、参考とすることが適当と考えます。
25	規制対象物認定の判断基準の設定については、二つの考え方が示されているが、判断基準の設定について具体的なことは何も示されていない。具体的に何をどう変えるのか、委員会で突っ込んだ議論が行われてない。も	合同会議報告書（案）の「4. 今後の課題 （1）総論」で述べているとおり、本合同会議では、バーゼル法が制定されてほぼ四半世紀が経過する中で、初めてその本格的な見直しを行うにあたり、制度的な大きな方向性を議

	っと時間をかけて委員会で議論すべきではないか。	論してきたところ、技術的かつ詳細な制度設計については、今後さらに検討を行うことが適当と考えます。
26	「特定有害廃棄物等の範囲の明確化とわかりやすい該非判断基準の整備を行うべきである」という点に賛成である。規制対象になりうる物と規制対象外のものとの混合物について、実際の金属リサイクル現場を担っている事業者から見て、雑品取り扱い事業者が、完全にバーゼル法に適合した形で規制対象物（廃電子基板や廃電池）などを分別し、別管理したうえで輸出することは実質的に難しいと考える。判断基準の明確化、整備、厳格化を行う事で、スクラップ流通における適正フローの確立が促進されるものとする。また、今回の改正について、既存の規制と合わせて、施行令、施行規則などで適用が厳正になされるように、要望したい。 該非判断基準の整備と共に、「雑品スクラップ」をある一定の処理、加工分別などの処理工程を通したうえで流通する事を努力目標とするなど、わが国における資源リサイクル産業の強化・推進を進める内容の追加を検討頂きたい。業界団体として、国内金属資源の確保の観点からもその加工能力を発揮することが出来ると考える。	合同会議報告書（案）で述べているとおり、雑品スクラップの不適正輸出を防止するために、バーゼル法見直しの対応として提言されている「取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現」や「規制対象物についての法的根拠の明確化」に加えて、廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策を進めることが適当と考えます。 頂いた御意見については、これらの検討を進める際に、参考とすることが適当と考えます。
27	検査する担当者が短時間で明確に判断できる方法を採用するというが、これは「目視」ということであり、客観的な方法といえないのではないか。担当者の恣意的な判断が入る可能性があり、規制対象となる事業者から見ても公平で納得のできる判断基準でなければならない。 判断基準の設定とその履行については、担当者が予断を持たず、公平・公正に行われるべきである。	規制対象物の該非判断基準の設定については、合同会議報告書（案）で述べているとおり、客観的かつ短時間で判断を行えるような基準とするとともに公平な判断基準となるようすることが適当と考えます。なお、御意見については、今後の検討において参考とすることが適当と考えます。
28	有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬、処分については、第二回の資料「第一回合同会議における指摘事項について」にあるように、現行のやり方でバーゼル条約がクリアされている。運搬とは、ヤード業者（排出者）→輸出業者→港への運搬、相手国の港から業者への運搬を指すので、それ以外の上流に対する規制は慎重であるべき。関連する多くの事業者、市民に大きな負担を与え、過剰規制のないよう配慮が必要である。例えば、リユース品の回収業者の場合、回収段階で、リユース品にそうでないものが混じ	雑品スクラップの不適正輸出を防止するためには、合同会議報告書（案）で述べているとおり、「取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現」や「規制対象物についての法的根拠の明確化」に加えて、国内における雑品スクラップの不適正な保管等への対応も非常に重要であることから、廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策を進めることが適当と考えます。なお、頂いた御意見については、廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策の検討の中で、参考とすることが適当と考えます。

	る可能性があり、厳格な分別は不可能である。これをもって廃棄物処理法上の収集・運搬の業の許可を必要とする意見が一部にあるが、実態に即しておらず、廃掃法での審議は実態を調べながら、慎重に行われるべきである。	
29	合同会議では、規制を受ける事業者の言い分を聞く機会が設けられず、「環境汚染物を輸出する事業者」のレッテルを張っているようにも見受けられる。現行でも一定の立ち入り検査が環境省などによって行われているが、その内容と結果は合同会議に提供されていない。雑品スクラップをやりだまに挙げながら、輸出先でどのような不定処理が行われ、どんな環境汚染が起きているか、委員らから提供された情報は断片的で、可能性を示すにとどまっている。数量的な分析・指摘がないのは致命的ではないか。	本合同会議の審議においては、様々な知見・経験を有する各委員から多くの御意見を交えて活発に御議論いただき、必要な審議を実施することができたものと考えております。電気電子機器廃棄物の不適正輸出による国際的な悪影響については、国際連合環境計画、国際連合大学等による各種研究及び報告書において既に示されているところであり、昨年5月のG7環境大臣会合においても問題認識が共有されているものと認識しておりますが、今後とも情報収集に努めることが適当と考えます。
30	「雑品スクラップ」と一言で言っても、中身や性状等も様々であり、有害特性を有する物とそれ以外を峻別することは非常に難しく、目視で判断できるようなものでもないと思う。判断が難しいゆえに、「雑品スクラップ」と呼ばれているもの、もしくは判断されてしまう可能性のあるものすべてに規制をかけてしまうということは、リユース等を含めた資源効率性の観点からあまり好ましいとは思えない。 一方、家電4品目等も含めて明らかにぞんざいな扱いをしている業者が存在しているのも事実であり、廃棄物処理法と連携してそのような業者を取り締まることのできる仕組みを作ることは大事だと思う。	規制対象物の該非判断基準の設定については、合同会議報告書（案）で述べているとおり、客観的かつ短時間で判断を行えるような基準とするとともに、公平な判断基準となるようにすることが適当と考えます。なお、御意見については、今後の検討において参考とすることが適当と考えます。
31	使用済家電を一律に廃棄物と規定することで、中古品の流通を阻害させてしまうことを懸念する。使用済家電の多くは、そのまま再使用できるものや修理して使えるものが多く、リユース・リサイクルショップ等の市場が形成されている。使用済家電等を廃棄物処理法で規定することは、国の2R（Reduce、Reuse）促進と逆行する。バーゼル法と廃棄物処理法の「すきま」として論じている収集・運搬・保管においても、使用済家電等のリユース促進をなおざりにしない対策を付け加えるべき。リユース・リサイクル品を回収している事業者と廃棄物処理法の無許可業者を一緒にすることのないよう注意が必要。	合同会議報告書（案）を踏まえた雑品スクラップ対応を進める際には、御指摘のあった使用済電気電子機器等の適正なリユースを阻害しないように留意しつつ、取り組むことが適当と考えます。適正なリユースの意義については、合同会議報告書（案）の4（5）の中に新たに「リユースは一般的に資源の減失が少なく、その過程から発生する廃棄物等の量も少ないことから環境負荷の低減に寄与するとともに、適正なリユース品の輸出は、輸出先国消費者の生活水準の向上等輸出先国にもメリットのあるものである」と記載いたします。

32	「輸出先国の国内規制に応じた適切な輸出管理」は、シップバックを防ぐための重要な要素である。締約国から条約事務局に通報された有害廃棄物を輸出者が容易に判断できる基準を策定できれば、その効果は大きい。あわせて、諸外国との政府間ネットワークの強化ができれば、正確で迅速な情報伝達により、効果が高まる。	御指摘のとおり、輸出先国でバーゼル条約の対象物であると解釈されることが明確になっている場合には、当該輸出先国向けの物についてはバーゼル法の規制対象物とする方策について検討することが適当と考えます。また、合同会議報告書（案）の「4. 今後の課題」でも述べたとおり、諸外国との情報交換を積極的に進めることが適当と考えます。
33	「取締り現場での迅速な規制対象物質認定の実現」にあたっては、使用済家電等を全て廃棄物と規制することのないように、検証・措置を講ずるべき。	雑品スクラップのように、規制対象になる物と規制対象外の物との混合物について、これが特定有害廃棄物等に該当するか否かの判断基準を整備する際には、使用済電気電子機器等の適正なリユースを阻害しないように留意することが適当と考えます。
(3) 輸入に係る具体的な課題と見直しの方向性		
34	海外からの廃電子基板集荷に関して、OECD 非加盟国からの輸入時に欧州との競争条件の不利を解消するため、通告・同意手続をなくすなど手続の簡素化を実施すべき。国内精錬所は環境対策がしっかりしているため、グローバルな環境保全に資する。また、廃電子基板の処理に関しては現状でも十分処理余力があるが、必要性があれば非鉄精錬メーカーは適宜能力増強を行う。このため、輸入が増加しても処理面の問題はない。	合同会議報告書（案）で述べているとおり、グリーンリスト対象物である廃電子基板等のように我が国における処理において環境汚染リスクが低いと考えられる特定有害廃棄物等の輸入に関しましては、これまで輸入された廃電子基板等について、環境上適正な管理が確保されている現状も考慮し、「事前の通告及び同意」手続を不要とするなどの見直しを進めることが適当と考えます。
35	アンバーリスト対象物の輸入において「事前同意施設の」認定にあたっては、新たな第3者機関認定のような制度を作るのではなく、国が直接認定する制度とし、その認定にあたっては事業者負担の増加とならないようにすることが望ましい。OECD 非加盟国から輸入する場合、事前同意施設の認定など何らかの国家保証がある方がグリーンリスト対象物であっても取引は円滑に行えるとの声もある。	アンバーリスト対象物を事前同意施設で処理する目的で輸入する場合には、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認を不要にするなど、手続の簡素化を進めることが適当と考えます。また、その際には、頂きました御意見も参考にすることが適当と考えます。
4. 今後の課題		
36	「(1) 総論」に「具体的な事案に応じて、定期的な見直しを待たず迅速に制度見直しを行うことも検討すべき」とあるが、「具体的な事案」とは何か。また、「定期的な見直しを待たず迅速に制度見直しを行う」とは、	「具体的な事案」とは、合同会議報告書（案）の「1. はじめに」において述べた事案と同様の事案などを想定しています。「定期的な見直しを待たず迅速に制度見直しを行う」とは、一定の見直し期間を設けるものの、問題が発

	どうということか。シップバックであれば、WTO 上のルールにも触れるべきであり、輸入国に対するシップバックの理由の明確化、透明性の確保を得て、十分な検討をした上で対応するべき。	生した場合には当該見直し期間を待たずに、迅速に検討を開始するという趣旨です。シップバックについては、「(4) シップバックへの対応について」にあるとおり、WTO ルールを踏まえて輸入国に適正な明確化・透明性の確保を求めていくべきとの指摘も踏まえて、取り組むことが適当と考えます。
37	「(2)」にある「資源の国内循環のためバーゼル法の輸出規制を強化するのは WTO 協定上の問題がある」との指摘は的を射ている。制度を検討する際には、日本が WTO で提訴される当事国となり得る可能性に、十分留意すべき。	「4. 今後の課題」の(2)で述べているとおり、我が国が、有害廃棄物等の輸出入を規制するバーゼル条約の締約国であるとともに、WTO 協定の締約国として WTO ルールに基づく自由貿易を推進する立場にあることを大前提としつつ、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方を検討することが適当と考えます。
38	輸出規制については、WTO 違反であるところ、両論併記でなく、第二回の資料「第一回合同会議における指摘事項について」の記述に沿って、WTO 違反になる可能性が高いことを報告書案に明記すべきである。バーゼル条約が発効して以降も、途上国における不適正処理や環境汚染問題はなくなっていないが、一方で、処理施設の整備と処理体制、法律の整備が進み、「国際資源循環」の意義が広く認められるようになっている。報告書案にはそれが書かれず、いまだに日本から他国に出る廃棄物や中古品を輸出規制し、日本に輸入される有害廃棄物の規制を緩和しようとする考え方が強い。先のWTO 違反になる可能性とともに、「国際資源循環」の意義についても報告書案に記述し、正当な評価を与えるべきである。	本合同会議においては、国際環境条約であるバーゼル条約と自由貿易の両立の在り方について、バーゼル条約第4条の一般的義務を担保するため国内処理の推進の観点も念頭に置くべきという指摘や、資源の国内循環のためにバーゼル法の輸出規制を強化するのは WTO 協定上の問題があるのではないかと指摘など、複数の御意見があったことから、合同会議報告書(案)にその旨を記載しています。 また、「国際資源循環の意義」に関する合同会議報告書(案)への記載については、国際資源循環の一般論に関する事項にまでの議論には至っていないことから、記載しないことが適当と考えます。
39	「～前略～、バーゼル条約締約国であると共に WTO 協定の締約国でもあり、双方の規定を遵守する事を大前提としつつ・・・」という点に賛成である。我が国は、資源を輸入している国であるが、一方で、国内の金属素材メーカーが全スクラップを消費するだけの需要はなく、資源循環の点からも輸出は必要である。一方で、国際的な環境保全、公平公正な競争環境の整備を推進しなければならない。したがって両者が成り立ちえる規制の在り方を模索していく今回の総論に賛成するものである。	「4. 今後の課題」の(2)で述べているとおり、我が国が、有害廃棄物等の輸出入を規制するバーゼル条約の締約国であるとともに、WTO 協定の締約国として WTO ルールに基づく自由貿易を推進する立場にあることを大前提としつつ、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方を検討することが適当と考えます。
40	未遂罪、予備罪、措置命令、行政代執行については、違法業者への抑止力となり、有効な手段の一つと考えられる。しかし、委員会での委員の一致事項でなく、関連事業者の理解が得られていないため、今後の検討課題	御指摘の点については、合同会議報告書(案)で述べているとおり、今回の制度見直しにおいて措置する「取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現」及び「規制対象物についての法的根拠の明確化」の効果の検証を継続的

	となったのはやむをえない。	に行うとともに、「廃棄物処理法等の他法令と連携した取組による雑品スクラップ問題への対応」の効果も踏まえつつ、適宜適切な検証を行うことが適当と考えます。その上で更なる対応が必要な場合には、国内管理体制の中でどのような抑止力を確保するのかについて、今回の合同会議での議論も踏まえつつ今後の検討を行うことが適当と考えます。
41	「雑品スクラップの迅速な規制対象物認定、該非判断」においては、予備罪の創設は極めて有効であると考ええる。現場において未遂罪、予備罪の創設なしには、基準改訂のみで有効的な該非判断を進めることは非常に難しいのではないだろうか。予備罪の創設により、混合された雑品スクラップの在庫管理の在り方で規制を行う事が可能になると考えられる。	御指摘の点については、合同会議報告書（案）で述べているとおり、今回の制度見直しにおいて措置する「取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現」及び「規制対象物についての法的根拠の明確化」の効果の検証を継続的に行うとともに、「廃棄物処理法等の他法令と連携した取組による雑品スクラップ問題への対応」の効果も踏まえつつ、適宜適切な検証を行うことが適当と考えます。その上で更なる対応が必要な場合には、国内管理体制の中でどのような抑止力を確保するのかについて、今回の合同会議での議論も踏まえつつ今後の検討を行うことが適当と考えます。
42	「（４）シップバックへの対応」について、法律実務に携わる弁護士としては、報告書の記載に賛成するものの、措置命令や行政代執行は、国民の権利を制限し、義務を課すものであることから、これらの要件の見直し・緩和については、慎重に検討すべきと考ええる。シップバック事案が近年増加していることから、バーゼル法を改正し、特定有害廃棄物等の範囲の明確化と分かりやすい該非判断基準の整備を措置することは評価。一方で、シップバック案件が増加しているということだけでは措置命令や行政代執行要件の見直し・緩和をする根拠としては不十分。措置命令や行政代執行を発動すべきであるにもかかわらず、これらの要件が厳格であること等により実際の発動に支障が生じているといった実態が必要。これが確認されていないことからすれば、まずは取締りのための判断基準を明確化し、その運用状況を踏まえて、必要に応じ、措置命令や行政代執行要件の緩和措置の可否を検討することとすべき。	御指摘の点については、合同会議報告書（案）でも述べているとおり、シップバックの円滑化として、今回の制度見直しにおいて措置する「取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現」及び「輸出先国の国内規制に応じた適切な輸出管理」の効果や具体的なシップバック事案に関して適宜適切な検証を行うことが適当と考えます。その上で更なる対応が必要な場合には、今回の合同会議での議論を踏まえつつ今後の検討を行うことが適当と考えます。
43	リユース品を不適正処理と結びつけることは、リユースをリサイクルよりも優先する我が国の政策と逆行している。リユース品と偽った廃棄物まがいの中古品が輸出されていることも事実であるところ、自由貿易の観点	御指摘を踏まえ、報告書（案）の「リユース品と偽った電気電子機器の輸出は」の前に「リユースは一般的に資源の減失が少なく、その過程から発生する廃棄物等の量も少ないことから環境負荷の低減に寄与するとともに、適正なり

	も含めて、リユース品を適正に輸出する方向性を示すべき。環境省が発表した平成 27 年の国内リユース市場（推計）は 1 兆 1000 億円で、平成 24 年度と比較して 3 %増加しているし、海外においても輸出先国消費者の生活水準の向上に寄与している。一方で、リユース品と偽った廃棄物まがいの中古品が輸出されていることは問題であるところ、リユース品の流通も含めた国内外の制度を整備し、リユース促進を目的とした政策を今後の課題とすべき。今般の見直しにより、「リユース・リサイクル品の回収を適切に行っている事業者」に悪影響が出ないようにすべき。この点を踏まえれば、(5) のタイトルは「リユース品の適切な輸出入とリユースの促進について」が適切である。	ユース品の輸出は、輸出先国消費者の生活水準の向上に寄与する等輸出先国にもメリットのあるものであるが、一方で、」を、挿入します。なお、今般の合同会議における議論はバーゼル法の規制の在り方に関するものであることから、(5) の表題は原案どおりといたします。
44	合同会議では、海外でのリユースやリサイクルについて、不適正な事例ばかりが強調され、こうした事例が大量に発生し、環境汚染を招いているとの誤解を与えかねない説明が、一部委員や事務局からなされた。海外でどのように利用されているか正しい情報が公開、共有されないまま、たった三回の審議で報告書案が作成されている。正確で公平な実態が報告書案に記述されるべきである。また、リユース業者からのヒアリングはなされておらず、別途ガイドラインの見直しを行う場合には、既存の検討会で、関係事業者を委員に任命したり、ヒアリングを行ったりして、公平で公正な審議が行われるべきである。 政府は 3 R の促進を掲げ、今後はリデュース、リユースがさらに重要となる。リユース品の輸出もこれが正当な手続きをへて行われ、諸外国が容認または歓迎していれば、資源循環に寄与するものである。一部の不適正事例をもって、適正に輸出している業者への負担増や規制強化にならないよう配慮するとともに、慎重な審議が求められる。	海外におけるリユース及びリサイクルが全て不適正であるとは考えておりませんが、不適正な事例が存在することは事実であり、本合同会議はバーゼル法の見直しのため課題について議論する必要があることから、不適正な事例について特に報告書に記載したところです。また、必要な手続を経て輸出される適正なリユース品について、資源循環に寄与する側面も認められることから、報告書の一部を修正し、「リユース品と偽った電気電子機器の輸出は」の前に「リユースは一般的に資源の減失が少なく、その過程から発生する廃棄物等の量も少ないことから環境負荷の低減に寄与するとともに、適正なリユース品の輸出は、輸出先国消費者の生活水準の向上に寄与する等輸出先国にもメリットのあるものであるが、一方で、」を挿入します。
45	リユース・リサイクル目的の回収事業を一様に廃棄物として捉えていないか。違法でない回収事業者がいるので、違法業者とそうでない業者の認識をもつべきである。	全てのリユース・リサイクル目的の回収事業が廃棄物処理業に当たるものという認識で検討を進めてはいません。
46	リユース品を再資源化のための輸出への抜け道として利用されることが考えられることから、業界団体としても検証・実態把握をすすめて頂き	リユース品の判断基準については、国際的なガイドラインの内容も踏まえつつ、適宜適切な検証を行うとともに、必要な場合には実効性の観点から更

	たいと要望する。また、国内においては“廃棄物の横流し事件”への社会的な反省機運が高まり、適正な廃棄物処理への意識が高まる傾向があると見受けられる。そういった傾向の中で、リユース品流通フローの実態把握は、適正処理の抜け穴を未然に防止する更なる効果があるものとする。	なる実態把握を行うべきである旨を合同会議報告書（案）にも記載したところ、頂いた御意見については、今後の参考とすることが適当と考えます。
5. 廃棄物処理法との一体的な措置		
47	「バーゼル法と廃掃法などを連携させた雑品スクラップ問題への対応」を進めるべきであるが、その他の事項についても必要に応じて、バーゼル法の見直しに合わせて廃掃法を見直すべきである。OECD 加盟国向け輸出手続きの簡素化、廃棄物処理法とバーゼル法の二重手続きの改善、環境汚染リスクが低い特定有害廃棄物等の輸入承認手続きの簡素化については、業界団体としても、日本における高度なリサイクル技術を活用するためにも推進をお願いしたい。	合同会議報告書（案）で述べているとおり、特定有害廃棄物等が廃棄物処理法上の廃棄物にも該当する場合がありますことから、バーゼル法の見直しに併せて、必要に応じて廃棄物処理法についても見直すことが適当と考えます。頂いた御意見については、その際の参考とすることが適当と考えます。